

報告第4号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成27年6月8日提出

多可町長 戸田善規

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成27年3月12日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び 事故発生年月日	賠償事故
事故発生場所	
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 67,030 円 也
事故の概要	相手方が事故発生場所を自転車で走行中、簡易舗装のくぼみに自転車の前輪が入り前のめりになり転倒し、相手方を負傷させたもの。